

選 択 約 款

ガ ス 灯 専 用 契 約

平成 2 9 年 4 月 1 日

出 雲 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. ガスメーターの不設置	2
7. 検 針	2
8. 料 金	2
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更	4
11. 契約の変更又は解消	4
12. そ の 他	4
付 則	
1. 実施の期日	5
2. 本約款の実施に切り替え措	5
(別 表)	
1. 早収料金の算定方法	6
2. 料 金 表	7

1. 目的

この選択約款は、ガス灯の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス灯」とは、照明の光源としてガスを使用する照明機器をいいます。
- (2) 「契約容量」とは、ガス灯の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます。（小数点第3位以下切り捨て）
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この約款においては8%といたします。

4. 適用条件

ガス灯を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、ガス灯1基を1需要場所として、契約容量その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了に先立って当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は更に1年延長するものとし、以後これにならうものといたします。

- (3) 当社は、この選択約款に基づいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了間に解約又はガス小売供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契

約の解約の日又はガス小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更等のための一時不使用による解約又はガス小売供給約款への変更の場合はこの限りではありません。

6. ガスメーターの不設置

当社は、ガス灯のガス使用量を算定するガスメーターを設置いたしません。

7. 検 針

当社は、ガス灯の使用量を算定するための検針をおこないません。ただし、料金算定期間の確定のため、次の日に検針をおこなったものとみなします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した日
- (2) お客様の属する検針区域ごとに当社があらかじめ定めた日
- (3) 需給契約を解約した日
- (4) ガス小売供給約款 35 に定めるガスの供給を停止した日
- (5) ガス小売供給約款 36 に定めるガスの供給を再開した日

8. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の需要家料金、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月又はその期間の料金は8.（2）に基づく1か月当たりの料金全額といたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、9 (2) ②により算定した平均原料価格が9. (2) ①に定める基準平均原料価格を超えて上回り又は下回る場合は、次の算定により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1 (3) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金

$$= \text{基準単位料金} + 21.173 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金

$$= \text{基準単位料金} - 21.173 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) 9. (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格 (トン当たり)

78,780円

②平均原料価格 (トン当たり)

別表1 (3) に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) 及びトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が126,050円以上となった場合は、126,050円といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9730 + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0292$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の業務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解消

- (1) 2. によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して契約を変更又は解消できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

12. その他

- (1) 本支管を延長する工事を伴う場合には、ガス小売供給約款別表第2の当社（導管部門）負担額は次により算定いたします。

$$\text{当社負担額} = A \times B$$

A：契約容量の小数点第1位以下を切り上げた値

B：ガス小売供給約款別表第2に定める1号当たりの当社（導管部門）負担額

- (2) ガス灯が道路に設置される場合には、本支管から分岐してガス灯にいたるまでの導管を供給管とみなします。
- (3) その他の事項については、ガス小売供給約款および工事約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成29年3月31日までガス灯専用契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成29年4月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて、本選択約款においても旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、需要家料金と定格料金の合計といたします。
- (2) 定格料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金といたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料 金 表

(1) 需要家料金

1 需要場所につき	3, 240. 00円
-----------	-------------

(2) 定格料金

①基準単位料金

契約容量1立方メートルにつき	22, 615. 67円
----------------	--------------

②調整単位料金

- ①の基準単位料金をもとに9の規定により算定した単位料金といたします。